

周南市

戸建住宅ZEH普及促進
補助金の手引き

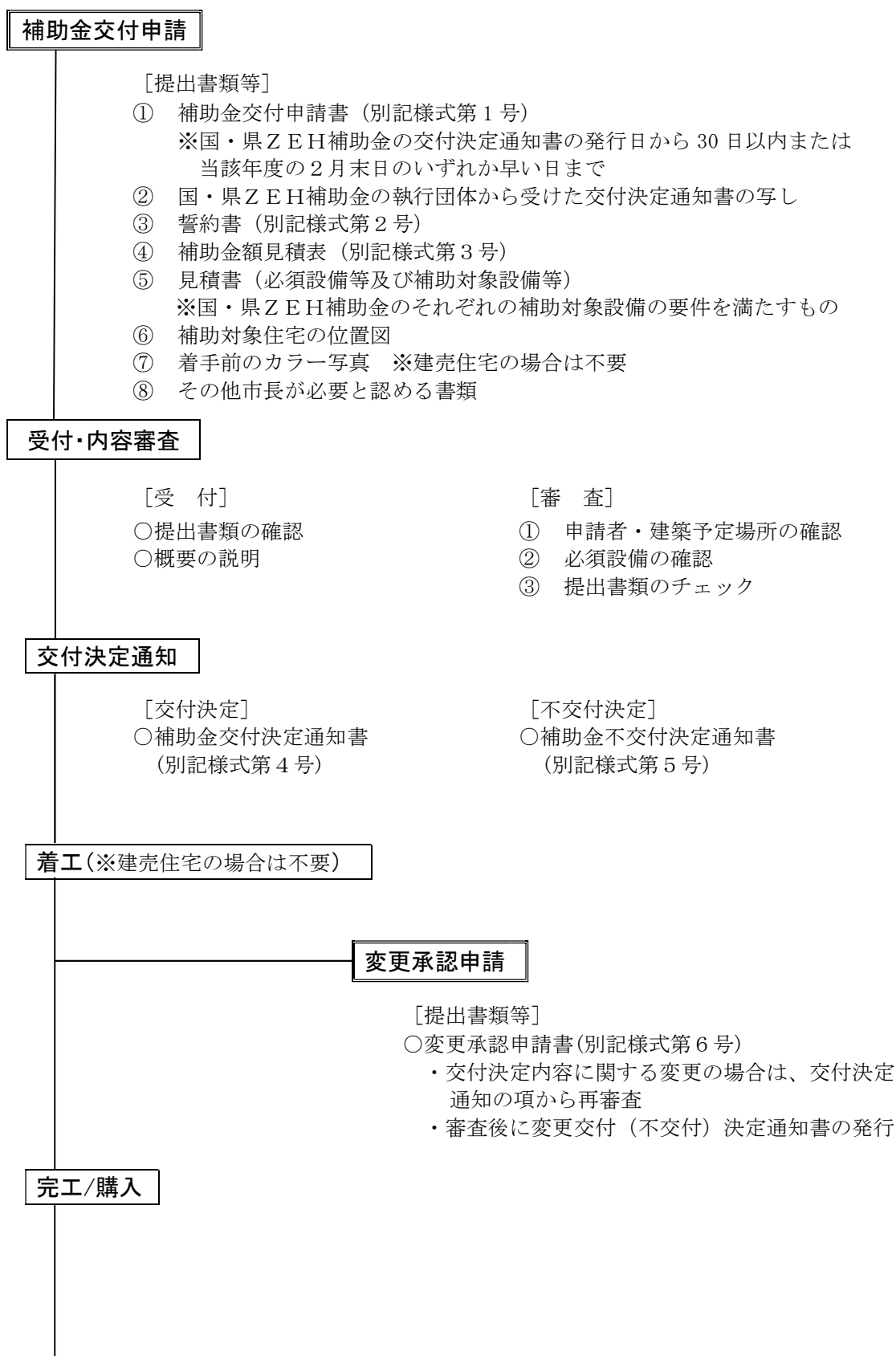
【当制度は令和6年度末（令和7年3月）までを予定しています】

令和6年4月

周南市 環境生活部 環境政策課

連絡先
(TEL 0834-22-8324)

1. 戸建住宅ZEH普及促進補助金の交付申請手続フロー図



実績報告

[提出書類等]

- ① 実績報告書（別記様式第7号）
※補助事業が完了し、国・県ZEH補助金の確定通知書の発行日から起算して30日以内または当該年度3月末日のいずれか早い日まで
- ② 国・県ZEH補助金の額の確定通知書の写し
- ③ 補助金額算出表（別記様式第8号）
- ④ 領収書の写し（必須設備等及び補助対象設備等）
- ⑤ 平面図、立面図及び矩計図または断面図
※各設備の位置がわかるもの
- ⑥ 住宅全景のカラー写真
※着手前のカラー写真を提出している場合は、着手前のカラー写真と同じアングルで写したもの
- ⑦ B E L S 評価書の写し
※ZEHまたはNearly ZEHであること及び一次エネルギー消費削減率が記載されていること
- ⑧ 住民票の写し（住民情報について市が確認することに同意する場合は不要）
※報告書の提出日の3月以内のもの
- ⑨ 市税の滞納の無いことの証明書（納税情報について市が確認することに同意する場合は不要）
※報告書の提出日の1月以内のもの
- ⑩ その他市長が必要と認める書類

最終審査

- 提出書類の審査

補助金交付額の確定通知

- 補助金交付額確定通知書（別記様式第9号）

補助金交付請求

[提出書類等]

- 補助金交付請求書（別記様式第10号）

補助金交付

※事務手続き上、実績報告書の提出から振込までに1月程度かかります

2. 補助金交付申請手続

(1) 補助金交付申請

- ・ 申請手続きはハウスメーカー等の事業者でも代行可
- ・ 必ず着工前に申請
- ・ 国・県ZEH補助金の交付決定通知書の発行日から 30 日以内または当該年度の 2 月末日のいずれか早い日までの申請か要確認
- ・ 補助金には限りがあるため、申請前に環境政策課に確認（先着順で受け付け）

◎提出書類等…1 ページのフロー図参照

◎申請書類提出時の注意事項

- ① 申請書類に不足はないか
- ② 申請後、着工までに余裕があるか
- ③ 着工から完工、実績報告までに余裕があるか
- ④ 申請書類の氏名や日付、住所、金額等は正しいか
- ⑤ 補助対象住宅に、他の周南市補助金等を重複して受給していないか
- ⑥ 財産処分制限の確認

補助事業者は、補助金の交付を受けた年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 6 年を経過する前に補助対象住宅を譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、周南市補助金等交付規則第 24 条の規定により、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(2) 申請書の受付、内容審査

◎受付（環境政策課 周南市岐山通 1-1 周南市役所 2 階⑤窓口）

- ① 提出書類の確認
- ② 補助枠の確認（補助金の枠があるか）
- ③ 概要説明

◎内容審査

- ① 国・県ZEH補助金の交付決定通知書の発行日から 30 日以内または当該年度の 2 月末日のいずれか早い日までの申請か
- ② 住宅建設地の確認
住宅建設地は市内であり、過去に同じ住宅建設地で補助金を交付していないか（※Nearly ZEHの場合、垂直積雪量 100cm 以上の区域か）
- ③ 補助金額見積表と見積書に齟齬がないか

- ④ 着手前のカラー写真（建売住宅の場合は不要）
※着手前写真ボードに工事名称、撮影日時、撮影者名を記入し、住宅建設地（更地）にてボードを写しこみ、予定される完成写真の角度で敷地と前面道路を写したもの
- ⑤ 提出書類のチェック

[概要説明の内容]

- ① 予算の範囲内で実施（補助金には限りがあります）
- ② 今後の提出書類
- ③ 国・県ZEH補助金の申請が本補助金の公募開始日以降か
- ④ 既に着工していないか（建売住宅の場合は除く）

(3) 交付決定

- ・ 補助金の交付が決定したら通知（補助金交付決定通知書 別記様式第4号）
- ・ 補助金の不交付が決定したら通知（補助金不交付決定通知書 別記様式第5号）

(4) 内容に変更のある場合

- ・ 交付決定内容に関する変更の場合は、
変更承認申請書（別記様式第6号）の提出 ⇒ 変更内容の審査、承認
- ・ 審査後に変更交付（不交付）決定通知書の発行

(5) 実績報告

- ・ 報告手続きはハウスメーカー等の事業者でも代行可
- ・ 必ず完工後に申請
- ・ 補助事業が完了し、国・県ZEH補助金の確定通知書の発行日から起算して30日以内または当該年度3月末日のいずれか早い日までに報告

◎提出書類等・・・2 ページのフロー図参照

◎報告書類提出時の注意事項

- ① 報告書類に不足はないか
- ② 報告書類の氏名や日付、住所、金額等は正しいか

◎内容審査

- ① 補助事業が完了し、国・県ZEH補助金の確定通知書の発行日から起算して30日以内または当該年度3月末日のいずれか早い日までの報告か

- ② 補助金額見積表と補助金額算出表に齟齬がないか
- ③ 補助金額算出表と領収書に齟齬がないか
- ④ 図面で必須設備等及び補助対象設備等の位置が分かるか
- ⑤ 着手前のカラー写真と住宅全景のカラー写真が一致するか
※着手前のカラー写真を提出している場合は、着手前のカラー写真と同じアングルで写したもの
- ⑥ B E L S 評価書に Z E H または Nearly Z E H であること及び一次エネルギー消費削減率が記載されているか（垂直積雪量 100cm 以上の区域は Nearly Z E H も対象）
- ⑦ 住民票の写しは報告書の提出日の 3 月以内のものか（住民情報について市が確認することに同意する場合は不要）
- ⑧ 市税の滞納の無いことの証明書は提出日の 1 月以内のものか（納税情報について市が確認することに同意する場合は不要）
- ⑨ 提出書類のチェック

(6) 最終審査

- ・ 提出書類の審査
- ・ 完成検査（必要に応じて現地調査）

(7) 補助金交付額の確定

- ・ 補助金の交付額が確定したら通知（補助金交付額確定通知書 別記様式第 9 号）

(8) 補助金交付請求

- ・ 補助金交付額確定通知書が届いたら提出（補助金交付請求書 別記様式第 10 号）

(9) 補助金交付

- ・ 補助金を交付

※事務手続き上、請求書の提出から振込までに 1 月程度かかります

3. 補助額

補助金の額は、補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額（当該金額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、予算の範囲内で 10 万円を限度とします

4. 垂直積雪量が100cm以上の区域

周南市建築基準法施行細則（平成15年周南市規則第174号）別表第2に定める垂直積雪量が、100cm以上の区域に限り、Nearly ZEHも補助対象とします

区域	標高による区分	垂直積雪量 (単位cm)
大字鹿野下、大字鹿野中、大字須万（奥畑及び秘密尾の区域に限る。）、大字巢山及び大字金峰（奥谷、郷及び菅蔵の区域に限る。）の区域	600メートル以上	180
大字大潮の区域	900メートル以上	150
	600メートル以上	130
	900メートル未満	
	600メートル未満	110
大字鹿野上の区域	900メートル以上	120
	600メートル以上	100
	900メートル未満	

5. お問合せ窓口

環境政策課 環境政策担当

(Tel 0834-22-8324)

周南市戸建住宅Z E H普及促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、周南市域における温室効果ガス排出削減を推進することを目的とし、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下「Z E H」という。）の普及を促進するため、住宅に再生可能エネルギー及び省エネルギー機器等を導入する事業に要する経費の一部を補助することについて、周南市補助金等交付規則（平成15年周南市規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) Z E H 外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ、大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅をいう。
- (2) 『Z E H』 Z E Hのうち、年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロ又はマイナスの住宅であって、「Z E Hロードマップ」（平成27年12月経済産業省策定）における『Z E H』の定量的要件を満たすものをいう。
- (3) Nearly Z E H Z E Hのうち、年間の一次エネルギー消費量をゼロに近づけた住宅であって、「Z E Hロードマップ」における Nearly Z E Hの定量的要件を満たすものをいう。
- (4) 国・県Z E H補助金 別表第1に掲げる国又は山口県が実施するZ E Hを対象とした補助金をいう。
- (5) B E L S評価書 建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づく第三者認証の建築物省エネルギー性能表示制度により、第三者の評価実施機関が発行する評価書をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす『Z E H』及びNearly Z E Hとする。

- (1) 国・県Z E H補助金の交付決定を受けていること。
- (2) 別表第2に掲げる必須設備等（以下「必須設備等」という。）をすべて導入していること。
- (3) B E L S評価書にて、『Z E H』又は Nearly Z E Hであることをそれぞれ証明できること。
- (4) 市内に存する戸建住宅であること。

- (5) Nearly ZEHにあつては、周南市建築基準法施行細則（平成 15 年周南市規則第 174 号）別表第 2 に定める垂直積雪量が、100 センチメートル以上の区域に存すること。

（補助対象者）

第 4 条 補助金の交付の対象となる者は、自らが居住する住宅として、補助対象住宅を新築し、又は購入する事業（以下「補助事業」という。）を行う個人であつて、第 10 条に規定する補助金の実績報告時において、ZEHの所在地と同じ場所に、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく本市の住民基本台帳に登録されているものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

- (1) 市税の滞納がある者
 - (2) 周南市暴力団排除条例（平成 23 年周南市条例第 23 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
 - (3) 周南市戸建住宅 ZEH 普及促進補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けたことがある者
 - (4) 国・県 ZEH 補助金において、交付決定の取消しを受けている者
 - (5) 第 7 条に規定する補助金交付申請書の提出時において、補助事業に着手している者
- （補助対象経費）

第 5 条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第 3 に掲げる補助対象設備等（以下「補助対象設備等」という。）の購入及び工事に要する費用並びに省エネルギー性能の表示に係る費用の範囲内から、消費税及び地方消費税に相当する額並びに国・県 ZEH 補助金相当額を除いた額とする。

（補助金の額）

第 6 条 補助金の額は、補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額（当該金額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、予算の範囲内で 10 万円を限度とする。

（補助金交付申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める補助金の公募開始日以降に国・県 ZEH 補助金の申請を行い、第 1 号に掲げる通知書の発行日から 30 日以内又は当該年度の 2 月末日（同日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、その日の翌日）のいずれか早い日までに、補助金交付申請書（別記様式第 1 号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 国・県 ZEH 補助金の執行団体から受けた交付決定通知書の写し
- (2) 誓約書（別記様式第 2 号）
- (3) 補助金額見積表（別記様式第 3 号）
- (4) 前号に関する必須設備等及び補助対象設備等の見積書
- (5) 補助対象住宅の位置図

(6) 着手前のカラー写真（建売住宅の場合は不要）

(7) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者（以下「補助事業者」という。）に対しては補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付決定通知書（別記様式第5号）によりそれぞれ通知する。

（補助事業の変更等）

第9条 前条第2項の規定により、補助事業者が補助金交付決定通知を受けた後、第7条の規定により申請した補助事業の内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、変更承認申請書（別記様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了し、第1号に掲げる通知書の発行日から起算して30日以内又は当該年度3月末日のいずれか早い日までに実績報告書（別記様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 国・県ZEH補助金の額の確定通知書の写し

(2) 補助金額算出表（別記様式第8号）

(3) 必須設備等及び補助対象設備等の領収書の写し

(4) 平面図、立面図及び矩計図又は断面図（必須設備等及び補助対象設備等の位置がわかること。）

(5) 住宅全景のカラー写真

(6) BELS評価書の写し（『ZEH』または Nearly ZEHであること及び一次エネルギー消費削減率が記載されていること。）

(7) 住民票の写し（実績報告書の提出日の3月以内のもの。ただし、住民情報について市が確認することに同意する場合は省略することができる。）

(8) 補助事業者について市税の滞納の無いことの証明書（実績報告書の提出日の1月以内のもの。ただし、納税情報について市が確認することに同意する場合は省略することができる。）

(9) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第 11 条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書(別記様式第 9 号)により速やかに補助事業者へ通知する。

(補助金の交付)

第 12 条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書(別記様式第 10 号)による補助事業者の請求があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金を交付する。

(協力)

第 13 条 市長は、補助金受給者に対し、必要に応じて使用状況の報告その他協力を求めることができるものとする。

(取得財産等の管理等)

第 14 条 補助事業者は、取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限等)

第 15 条 補助事業者は、補助金の交付を受けた年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 6 年を経過する前に補助対象住宅を譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、規則第 24 条の規定により、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(書類の保存)

第 16 条 補助事業者は、この補助事業に関する全ての証拠書類を、補助金の入金の日属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 6 月 13 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 15 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 2 月 28 日要綱第 17 号)

この要綱は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

事業主体	対象補助事業名
環境省	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業）のうちZEH支援事業
経済産業省	住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業）のうち次世代ZEH+実証事業
山口県	山口県ゼロ・エネルギー・ハウス啓発・導入支援補助金

別表第2（第3条関係）

必須設備等の種類		要件となる基準
高断熱外皮		国・県ZEH補助金のそれぞれの補助対象設備の要件を満たすものであること。
空調設備		
給湯設備	電気ヒートポンプ給湯器（エコキュート等）、潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ等）、潜熱回収型石油給湯器（エコフィール等）、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器（ハイブリッド給湯器）、太陽熱利用システム又は燃料電池（エネファーム等）	
換気設備（24時間換気に係るもの）		
照明設備	LED照明または蛍光灯	
太陽光発電システム等の再生可能エネルギーシステム		
エネルギー計測装置（HEMS）		

別表第3（第5条関係）

補助対象設備等の種類		要件となる基準
高断熱外皮		国・県ZEH補助金のそれぞれの補助対象設備の要件を満たすものであること。
空調設備		
給湯設備	電気ヒートポンプ給湯器（エコキュート等）	
	潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ等）	
	潜熱回収型石油給湯器（エコフィール等）	
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器（ハイブリッド給湯器）	
	太陽熱利用システム	
	燃料電池（エネファーム等）	
換気設備（24時間換気に係るもの）		
蓄電システム		
V2H充電設備（充放電設備）		

※補助対象設備等を複数台導入する場合は全ての設備において要件を満たすこと。

※補助対象設備等は新品を導入すること。